

# 北区一般廃棄物処理基本計画 2020（案）に対する

## パブリックコメント実施結果

- 1 意見募集期間 令和元年12月10日（火）～令和2年1月15日（水）
- 2 意見提出者 10人（ホームページからの提出：10人）
- 3 意見総数 26件
- 4 周知方法 北区ニュース（12月10日号）  
リサイクル清掃課、北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、各エコー広  
場館、区政資料室、区立図書館、各地域振興室、北区ホームページ
- 5 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

計画全体		
No	意見の概要	区の考え方
1	<p>本計画は、北区エコライフ宣言以降、その趣旨が継承されています。ただし、現行計画に掲げられた各種課題とその取り組み姿勢が、ほとんど変わらないまま今回に継承されていることが不安です。本計画は、継続審議で終わることなく多くの課題を施策等に反映してください。</p>	<p>北区の一般廃棄物処理基本計画は、北区エコライフ宣言を定めた平成4年以降、その趣旨を継承しつつ、時代の変化に合わせて改定を重ねてきました。</p> <p>平成26年度に策定した現行計画では、集団回収の事業者認定制度の創設や、不燃ごみ・粗大ごみの資源化などの重点事業を推進し、ごみの排出量は着実に減少しています。</p> <p>本計画では、循環型社会の形成をめぐる社会情勢の変化に対応するため、食品ロスの削減やプラスチックごみの減量等を新たな重点事業として掲げています。また、区民1人1日あたりのごみ総排出量を新たな指標とし、年度ごと設定された目標値により、計画の進捗管理を行うことで、2Rに重点を置いた実効性のあるごみ減量施策を推進していきます。</p>

2	<p>「北区基本計画 2020（案）」は、計画事業と予算、実行期間を明記しています。同じようにはできませんか。</p>	<p>ごみの減量化に向けて取り組む重点事業については、本計画の中で目標や実行期間を記載しています。</p> <p>予算については、循環型社会の形成をめぐる社会情勢や区の財政状況等を踏まえ、単年度ごとに算定していきます。</p>
3	<p>国がリデュースを第一に掲げた循環型社会形成推進基本法を制定しましたが、本気でリデュースに取り組めるのは身近な自治体しかありません。区施設内の自販機を撤去するだけで強烈なインパクトになります。まず何かをやってみませんか。</p>	<p>リデュースの取り組みとして、食品ロスの削減やプラスチックごみの減量等を新たな重点事業として位置づけています。また、リデュースは、区民の主体的な取り組みが不可欠であると考え、まず、きめ細かい情報提供による普及啓発を第一として、区民への定着化を図っていきます。</p>
4	<p>循環型社会の形成を目的としているのに、なぜ2R にだけ重点を置くのか疑問を感じます。</p> <p>「リデュース」と「リユース」は生活の中で心がけるものであり、そこからどうしてもこぼれ落ちるものを受け止めるのが「リサイクル」であり、リサイクルで作られた再生品を使用することを促す「リジェネレーション」や「リバイ」等も含めトータルで考えなければならないはずです。</p> <p>ごみの排出量の約 6 割が事業系ごみだというデータがありました。古紙でいえば、事業系の排出物には顧客情報等のプライバシーに関わるものや機密書類がありますので、リユースやリデュースでは括れません。ここに「リサイクル」や「リバイ」を含めて考えていただければ、ごみの排出量 6 割の中の資源化可能物をすくい上げられるのではないのでしょうか。</p> <p>今後の方針や目標においても、「リサイクル」や「リバイ」も含め、再考をご検討いただきたいと思います。</p>	<p>循環型社会形成推進基本法において、環境負荷の低減に向けて 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でリサイクルよりも優先順位の高い 2R（リデュース・リユース）の取り組みが求められており、北区では 2R の推進へ施策の重点化を行ってきました。本計画においても、2R に重点を置いた取り組みを強化するとともに、排出された廃棄物については可能な限りリサイクルに努めることとしており、引き続き、不燃ごみ・粗大ごみの資源化など、資源の有効利用を推進していきます。</p> <p>また、事業系の資源についても、2R に基づく排出指導を基本としつつ、区内の再生資源事業者と連携し、回収システムの構築を支援することで、事業系ごみの減量に努めていきます。</p> <p>なお、本計画の方針 1 では、区民、事業者、区が、ごみ減量に向けて相互に連携、協力し、それぞれの役割を果たすことにより 3R を推進することとしており、「リジェネレーション」や「リバイ」についても、この方針に含まれているものと考えます。</p>

第3章 ごみ処理基本計画 5 個別計画

方針1 ①区民主体の集団回収への支援事業の拡充

No	意見の概要	区の考え方
5	<p>集団回収について、現在、資源の価格が暴落しています。当面、価格回復は見込めず、廃業や集団回収を停止する事業者が増大すると思われます。早急に事業者の保護、育成等、事業者支援を拡大する必要があると考えます。</p>	<p>古紙の市況価格については、国外における廃棄物の禁輸措置の影響等により、不透明感が増しています。今後も低水準で推移していった場合、資源回収事業者の撤退につながり、集団回収の継続が困難となるおそれがあります。したがって、本計画では、事業者支援の枠組みの構築を重点事業に位置づけました。引き続き国内外の動向や資源の市況価格の変動を注視し、活動団体が安定して集団回収を継続できるよう具体的な支援策を検討していきます。</p>
6	<p>他区では、多数の集団回収を行っていた事業者が古紙価格の下落に耐えきれず、突然廃業してしまい、大変なことになっていると聞きました。</p> <p>今後も古紙価格の下落が続けば、北区でも同じことが起きてもおかしくないと思います。</p> <p>ごみの減量化・資源化には集団回収は継続しなければなりません。そのためにも、今後は古紙価格に左右されない集団回収システムが必要だと思います。</p>	
7	<p>「市況価格に左右されない事業者支援の枠組み検討」は、区が同事業に関わった平成4年からの課題です。具体策の実行が待たれます。</p>	
8	<p>現行計画では資源回収の集団回収への「移行」を掲げていましたが、本計画はそれが削除されています。区の「意向」に変化があったのでしょうか。</p>	
9	<p>「今後はさらに認定事業者数を増やしていきます」とありますが、他地域では回収事業者が区や活動団体の断りなく回収を中止してしまうケースが見られます。利益だけでなく北区の集団回収と活動団体をサポートする事業者でなければ、増やしてもあまり意味はないと考えます。</p> <p>他地域の事業者にはより厳しい目が必要で、今後、金銭的な支援がなされるのであれ</p>	<p>集団回収は、低コストで質の高い資源を回収することができ、区民の3Rに対する意識の向上や地域のきずなづくりにも有効です。本計画においても、集団回収に対する支援事業を重点事業として掲げており、集団回収を拡充していくという方針に変更はありません。</p> <p>集団回収事業者認定制度は、活動団体を運営面から支援することを目的としています。認定事業者には、集団回収の事業の趣旨を理解し、当該事業の普及及び活性化に協力することが求められ、違反する場合は、認定の取消しとなります。</p> <p>したがって、ただ数を増やしていくのではなく、本制度の目的に合った事業者を認定していくことが重要と考えます。</p>

<p>ば、区が指定した場所での計量を義務付けるなど更に厳しく取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>また、「良好な取り組みをしている活動団体を広く区民に紹介」とありますが、北区ニュースで年1回特集を組むなど具体例を検討願います。優良な活動団体、回収事業者への表彰制度創設の検討もお願いいたします。</p>	<p>また、集団回収の普及に貢献するような優良な活動を行う団体や事業者の育成は、重要な課題であると認識しています。活動団体の紹介については、ホームページや広報紙による紹介を検討していき、表彰制度については、今後の参考とさせていただきます。</p>
---	---

第3章 ごみ処理基本計画 5 個別計画

方針1 ⑤事業者等の自主的な取り組みの推進

No	意見の概要	区の考え方
10	<p>昨年より古紙価格が続落しており、集団回収や事業系古紙の回収を辞める事業者が増えてきております。今後、事業系古紙が行政の回収に排出されたり、廃棄物処理業者がごみとして回収する事態が起きる可能性があります。古紙をごみにしないためにも、現行の事業系古紙回収システムを活用すべく、よりよいシステムの構築と区による積極的な広報をお願いしたいと思います。</p>	<p>本計画では、基本方針1の中で、事業者等の自主的な取り組みの推進を掲げています。古紙の排出量が少ない小規模事業者を対象とした「北区事業系古紙リサイクルシステム」の普及啓発に努め、安易にごみとして排出されないよう、引き続き支援を行います。</p>

第3章 ごみ処理基本計画 5 個別計画

方針2 さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します

No	意見の概要	区の考え方
11	<p>「可能な限りリサイクルに努める」とありますが、古紙やペットボトルは売却額が安定せず、市場で余剰傾向にあります。現状のままだと破綻すら考えられます。</p> <p>リサイクルシステムの維持を検討しなくては、可能な限りリサイクルに努めているとは言えません。個別計画にリサイクルシステム維持の検討を盛り込んでいただけませんか。</p>	<p>資源の需給は、国際的な取り決めや外国政府の政策に大きく左右されることから、今後も引き続き、国内外の動向を注視していきます。なお、古紙の集団回収については、市況価格の変動に大きく左右されることから、本計画では、事業者支援の枠組みの構築を重点事業に位置づけ検討していくこととしています。</p>
12	<p>資源の売上金推移とその用途を資料化してください。売上をリサイクル基金にできないでしょうか。</p>	<p>資源の売上金については、区の決算書に明記しています。売上金の用途については、区のリサイクルや清掃に関連する事業費として活用しています。</p>

第3章 ごみ処理基本計画 5 個別計画

方針2-1 ④プラスチックごみの減量

No	意見の概要	区の考え方
13	ペットボトルや廃プラスチック等は、収集運搬時やリサイクル過程等で余分な化石燃料や手間をかける必要があります。余分な経費や燃料を使い、二酸化炭素の排出を増加させるのなら、サーマルリサイクルを拡大し売電収益を増加させたほうが北区の財政的にも良いと考えます。	ペットボトルは単一品質でリサイクルしやすく、区民による分別が他のプラスチックと比較すると容易であることから、北区ではサーマルリサイクル（焼却処理）ではなく、マテリアルリサイクル（材料リサイクル）により資源化しています。
14	容器包装プラスチックは分別回収している自治体が多く、北区でもマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを早期に導入すべきである。焼却物の減量や分別による区民意識向上効果を考慮すれば、多少コストがかかってもサーマルリサイクルからの転換を図るべきである。	廃プラスチックは、発生抑制を第一とし、現状では原則サーマルリサイクルで処理しています。今後については、定期的に環境面、経済面など、様々な観点で検討し、北区にあったリサイクル方法を選択していきます。
15	プラスチックごみの減量については、世界的な課題でもあり、北区が率先して取り組んでいく課題だと思っています。自販機の削減や3Rの促進が必要課題と考えます。	プラスチックごみの減量については、発生抑制・排出抑制を第一に区のホームページやイベントを通じて、マイバッグやマイボトルの使用を推奨し、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促していきます。

第3章 ごみ処理基本計画 5 個別計画

方針2-1 ⑥家庭ごみの有料化の検討

No	意見の概要	区の考え方
16	<p>&lt;家庭ごみの有料化の検討について&gt;</p> <p>家庭ごみ有料化の導入は、次にあげる事項等説明不足、時期尚早、納得が得られないことから反対である。</p> <p>1. 手数料を徴収することは税の二重取り。 財源不足のための有料化であれば、その旨を説明すべき。削減を目的とするのであれば、他の方法をまずは考えるべき。</p>	<p>家庭ごみの有料化は、ごみ減量施策の一つの選択肢として慎重に検討していきます。</p> <p>有料化は、家庭ごみの処理を求める区民に対するサービスの提供であり、そのサービスの量に応じて住民から手数料を徴収することは、地方自治法に定める手数料の規定に反しないと考えられます。</p>

	<p>2. 区民・行政・企業が過剰包装の禁止やリサイクルに力をいれるなど努力をしてごみを減らすことが最初にあること。</p> <p>有料化の前に、分別と生ごみのリサイクルに取り組み、有料化せずに30%減量した名古屋市を参考にすべき。</p> <p>3. 年々ごみは減っている一方、区民の所得水準が減っている状況であるのになぜ、有料化を導入するのか。</p>	<p>ごみ減量施策については、他市の取り組みを研究し、減量に取り組む必要があると考えています。</p> <p>現在の家庭ごみの処理は、全てを税収で行っており、排出量が異なる区民に対して公平な負担と言えない面があります。有料化は、ごみ処理という区民サービスを利用した方にごみの排出量に応じて公平に負担をいただくものです。</p> <p>有料化の導入検討に当たっては、有料化の目的を明確にしたうえで、手数料の用途を透明化し、ごみ発生抑制やリサイクルの推進など、清掃事業での区民サービス向上施策に充てることが区民の理解を得る上で重要と考えています。</p>
17	<p>&lt;有料化の場合の方法について&gt;</p> <p>1. 人数に応じたごみ袋を各家庭に配布し、その袋の範囲内であれば、1人当たりの排出量の目標を達成しているため、無料とする。それを超えた場合は、各自負担するごみ袋を購入。この方法が平等性を確保するのに最善であると考えている。</p> <p>2. 有料対象外にすべきごみへの対応は考えているのか。 例えば、(1)剪定枝に係わる小枝、木の葉、(2)おむつ</p>	<p>有料化に向けた具体的な手数料の徴収方法は、現段階で決まっていません。今後の参考とさせていただきます。</p> <p>有料化導入自治体において自治体ごとに対象除外や減免等の措置を講じており、今後、導入検討に当たっては、ご意見をいただきました内容についても検討していきます。</p>
<p>第3章 ごみ処理基本計画 5 個別計画</p> <p>方針3 安全で安心なごみの適正処理を推進します</p>		
No	意見の概要	区の考え方
18	<p>「区は、区民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、排出されたごみ・資源を遅滞なく収集し、環境への負荷を可能な限り低減させる方法で適正に処理・リサイクルをする」とありますが、収集運搬事業者の多く</p>	<p>排出されたごみ・資源は、遅滞なく収集を行うことが不可欠です。そのため、区の地事情等を熟知しており、収集に必要な人員や車両を確保できる事業者を選定しています。</p>

	は区外事業者です。特に資源に関しては区内事業者だけでの対応も可能であり、遅滞なく収集し移動距離が少なく低炭素社会の実現に繋がります。今後の方針に盛り込んでいただけないか。	また、低公害車の導入や定期的な収集ルートの見直しなど、低炭素社会にも配慮した効率的で安定的な収集運搬体制の構築に取り組んでいきます。
<p>第3章 ごみ処理基本計画 5 個別計画</p> <p>方針3 ②個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施</p>		
No	意見の概要	区の考え方
19	個別の状況に応じた収集等は、高齢社会まっしぐらの区内住民にはありがたい施策だと思います。	ごみの排出が困難な高齢者等に対して実施している「訪問収集」及び「ふれあい訪問収集」は、引き続き実施していきます。
<p>第3章 ごみ処理基本計画 5 個別計画</p> <p>方針3 ⑤ごみ集積所・資源回収ステーションの維持・管理</p>		
No	意見の概要	区の考え方
20	ごみ出しルール徹底の取り組みとして、集積所にごみを出す世帯に番号を割り当て、袋にその番号の記入をお願いし、誰が出したごみなのか分かるようにするべき。	ごみ出しのルールについては、プライバシーへの配慮など、さまざまな視点で検討が必要です。 令和2年に、ごみや資源の分別徹底を周知するため「家庭ごみ・資源の分け方出し方」冊子の全戸配付を予定しています。今後も啓発事業や排出指導を通して、定期的にごみの減量及び分別の徹底に取り組んでいきます。
21	ごみ、資源等の集積所管理は、管理している当事者にもっと意見を聞くべきです。現場の高齢者依存が過ぎます。	区のリサイクル清掃事業の運営については、ごみ集積所や資源回収ステーションの場所を提供していただいている方や管理していただいている方をはじめ、地域の方々に多大なご理解・ご協力をいただいています。しかし、排出ルール違反や不法投棄など、管理運営上の問題が発生していることから、今後も引き続き、看板の設置や排出指導の実施等によりごみ集積所や資源回収ステーションの改善に努めていきます。
22	現在ごみ集積所になっている家に対し配慮をお願いしたいです。 集積所の管理は町会団体に任されていますが、集積所をやめたいと声をあげることができないのが現状ではないでしょうか。やめたいと町会に申し出てトラブルになるのが嫌だというのは当たり前です。外国人の増加等で排出ルールを理解できない人も増えたのか集積所は荒れがちです。集積所の清掃当番も平等とはいえません。 ごみ集積所を引き受けてくれている家に対し、町会を通さず無記名でアンケートを取るなど、早急な対策が必要だと考えます。	現在、滝野川地区全域で戸別収集を行っています。地域の拡大については、収集運搬経費や区民ニーズ等を考慮して慎重に検討する必要があります。区民ニーズを把握する際は、ごみ集積所や資源

	「検討」という言葉ではなく、集積所は清掃事務所が管理、集積所の持ち回りを強制、北区全域戸別回収等、もっと具体的な対策を打ち出していきたいです。	回収ステーションの場所を提供していただいている方や管理していただいている方のご意見に留意していきます。
第3章 ごみ処理基本計画 5 個別計画 方針3-2 ②北清掃工場の建替計画への対応		
No	意見の概要	区の考え方
23	清掃工場完成後の環境負荷低減のみならず、建替工事に伴う周辺環境への影響も低減することが必要である。工事及び工事用車両による大気汚染や騒音、粉塵等の問題について、十分な調査・予測を行い、対策を講じることが必要である。また、周辺居住者に対する十分な説明と合意形成が重要である。	北清掃工場の建替は、清掃工場を管理・運営する東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）が、清掃一組の一般廃棄物処理基本計画に基づいて実施する事業です。 建替工事に伴う周辺環境への影響については、東京都の条例に基づく環境影響評価手続の中で予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体の意見を聴くとともに審査が行われ、環境への配慮が適正になされることとなります。 さらに、清掃一組では、建替工事についてご理解・ご協力をいただくため、解体工事の実施前には解体工事説明会を、建設工事の実施前には建設工事説明会をそれぞれ開催し、周辺住民への十分な周知と説明をする予定です。
第3章 ごみ処理基本計画 5 個別計画 方針3-2 ③中間処理運営状況等の情報提供		
No	意見の概要	区の考え方
24	現在、環境測定データが情報提供されているが、有害物質を含む廃棄物そのものを減らす努力が必要である。区の様々な調達（物品・工事）において、グリーン購入法に配慮すること、特にダイオキシンの原因物質である塩ビ製品を使用しないことなどを施策として盛り込んでいただきたい。	区では、「第5次北区役所地球温暖化対策実行計画」（平成30年3月）において、環境物品やサービスの購入に際しては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境に配慮した物品の購入や環境負荷の小さいサービスなどを選択する取り組みを推進しています。また、公共事業にあたっては、環境に配慮した資材及び工法を選択する取り組みを推進しています。

第3章 ごみ処理基本計画 5 個別計画

方針 3-4 災害廃棄物への対応

No	意見の概要	区の考え方
25	<p>「北区災害廃棄物処理計画」では、災害ボランティアを廃棄物処理を支援する重要な存在として位置づけている。昨年度の西日本豪雨や北海道胆振東部地震、今年度の台風 15号、19号では、災害廃棄物の集積場や仮置場の設置及び閉鎖の時期、集積場への運搬方法、仮置場での分別方法など、運用に多くの課題が出て、被災者やボランティアの動き方にも多大な影響を及ぼしている。「災害廃棄物対応マニュアル」の作成は、被災自治体関係者や災害ボランティア経験者と協働で行い、実効性ある内容としていただきたい。</p>	<p>区では、台風 15号、19号で被災した自治体に対して、災害廃棄物処理対策支援を目的とした職員派遣を行いました。今後、「北区災害廃棄物処理計画」を実効性のあるものとするため、関係機関などから広くご意見をいただき、実際に被災地で災害廃棄物の処理に携わった職員の経験なども踏まえて、具体的な対策について検討していきます。</p>
その他の意見		
No	意見の概要	区の考え方
26	<p>私は、足が不自由で杖を使うが、赤羽西図書館は、唯一自宅からなんとか徒歩で行ける図書館である。ところが、図書館は三階なので、昇降が苦しく、特に降りるとき何回か足を踏み外しそうになり、極めて危険である。赤羽北三丁目は、人口比率に対してもう少し近場に図書館があってもいいのではないかと。図書館は、老人や体の不自由な者でも受け入れてもらえる貴重な場所である。ぜひ、赤羽西図書館の移動あるいは赤羽北三丁目付近での図書館分館設置を求む。</p>	<p>ご意見については、所管部署に対して情報提供を行い、以下のとおり回答を得ましたのでお示いたします。</p> <p>「赤羽西図書館は昭和53年度に建設された施設の3階フロアに位置しています。エレベーターの設置がなくバリアフリー対応に大きな課題を抱えている施設です。また、建物自体の老朽化が進んでおり、省エネ化、断熱化にも対応していないこともあり、早期の移転もしくは建替えが求められています。現在、桐ヶ丘団地の建替事業に伴い、公共公益施設の再配置協議を進めています。図書館機能の導入等を含め、地域の方々の期待に早期に応えられる施設の検討をまいります。」</p>